

様式第 1 3 の 3

ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物変更届出書

年 月 日

関東東北産業保安監督部長 殿

住 所 〒

氏 名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電気関係報告規則第 4 条の 2 第 1 項の表第 2 号の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の変更について届け出ます。

(事業場に関する事項)

事業場の名称	
事業場の所在地	〒
連絡先	TEL

(変更に係る事項)

変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	

(その他参考となるべき事項)

--

(注) 本届出の内容については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 2 1 条第 2 項に基づく情報の提供及び同法第 6 条第 1 項に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の措置を実施するため、環境省、都道府県及び同法施行令第 8 条で定める市へ提供することがあります。

(以下の備考及び具体的な記載方法等は、届出書を作成する際、削除して差し支えありません。)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

具体的な記載方法等

一 事業場の名称及び所在地の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の設置場所等を記載すること。

なお、OFケーブルにあっては、事業場の名称の欄には線路名を、所在地の欄には該当区間の両端がある場所を記載すること。

二 変更前及び変更後の欄には、電気関係報告規則様式第13の2の記載事項に照らして、変更内容を記載すること。

三 その他参考となるべき事項の欄には、当該ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物等の使用状況の把握のために参考となる事項を記載すること。

四 廃止予定年月の延期の届け出を行う場合にあっては、電気関係報告規則様式第13の6の別紙を添付すること。また、廃止予定年月を、平成28年経済産業省告示第237号第2条の期限（以下「期限」という。）を超えた日に設定する場合にあっては、「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」を添付すること。「期限から一年を超えない期間に廃止することが明らかであることを証する書類」とは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第18条第2項第2号に規定する「前号に掲げる要件に該当することを証する書類」に相当する書類をいう。その際、当該書類に記載されている廃棄予定年月を廃止予定年月とみなす。